

参 考 資 料

〔 令和 2 年度地方税制改正(案)関係 〕

総務省自治税務局

目 次

〔所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応〕

- 現に所有している者の申告の制度化（案） 1
- 使用者を所有者とみなす制度の拡大（案） 2

〔未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し〕

- 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の改正（案） 4

〔地方法人課税〕

- 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し（案） 5
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等（案） 7

〔地方のたばこ税〕

- 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（案） 8

〔地方譲与税〕

- 森林環境譲与税の見直し（案） 9
- 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案） 11

〔主な税負担軽減措置等〕

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置（案） 12
- 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置（案） 13
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（案） 14
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置（案） 15
- 新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（案） 16
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等の適用期限の延長（案） 17

〔納税環境整備〕

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大（案） 18

〔検討事項等〕

- 固定資産税（償却資産）の電子申告率の向上に向けた環境整備（案） 19
- 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化（案） 20

現に所有している者の申告の制度化(案)

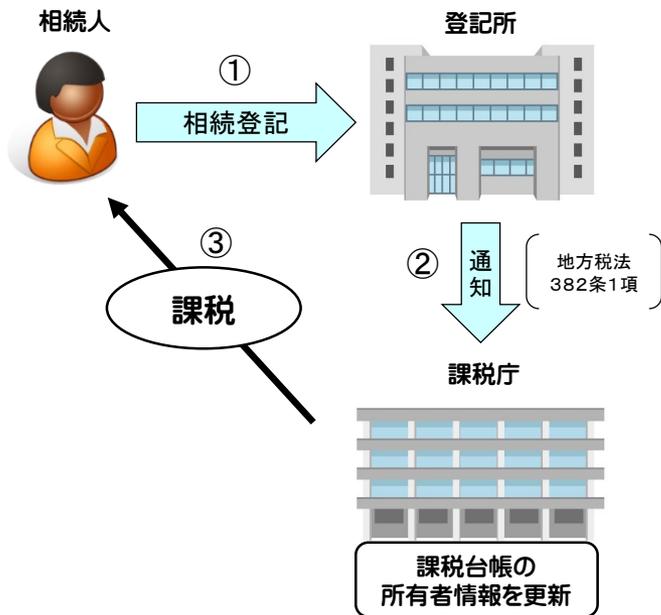
現状

- 課税庁は、「現に所有している者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力。
- 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に、死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告を求めている団体も多い。 →実効性を高めるため、申告の制度化の要望

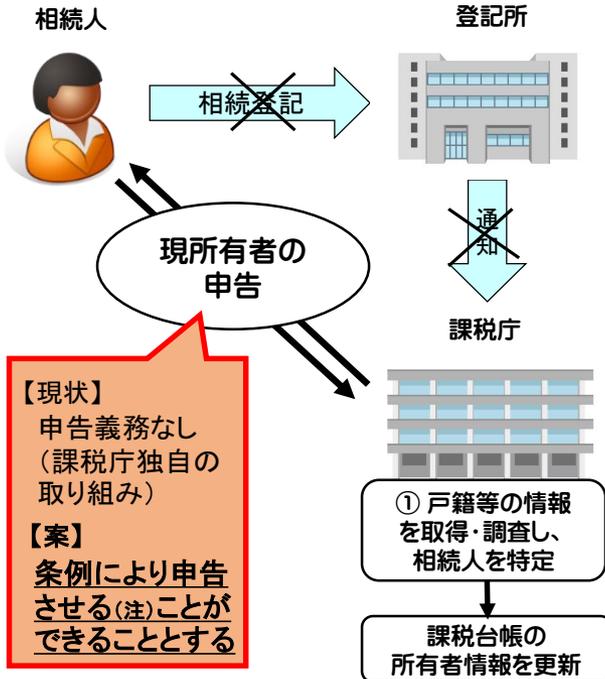
案

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

(相続登記がされている場合)



(相続登記がされていない場合)

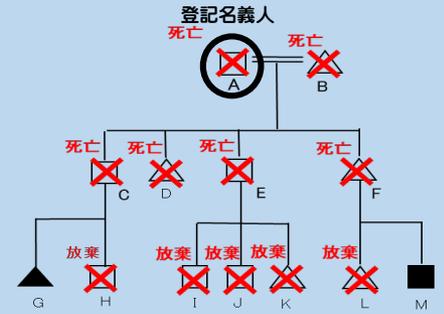


【現状】
申告義務なし
(課税庁独自の
取り組み)

【案】
条例により申告
させる(注)ことが
できることとする



相続人の調査(イメージ)



- (調査内容)
- 登記名義人及び全ての法定相続人(子、孫など)の本籍地から戸籍を請求し、相続人を調査
 - 特定した全ての相続人について、家庭裁判所に相続放棄の有無を確認

(注1) 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

(注2) 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用する。

使用者を所有者とみなす制度の拡大(案)

現状

- 固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者特定に支障。
- 現行法では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定。
- こうしたケースについては、現行法上は誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題。

(参考) 現行法における使用者を所有者とみなして課税できる規定

地方税法(抄)

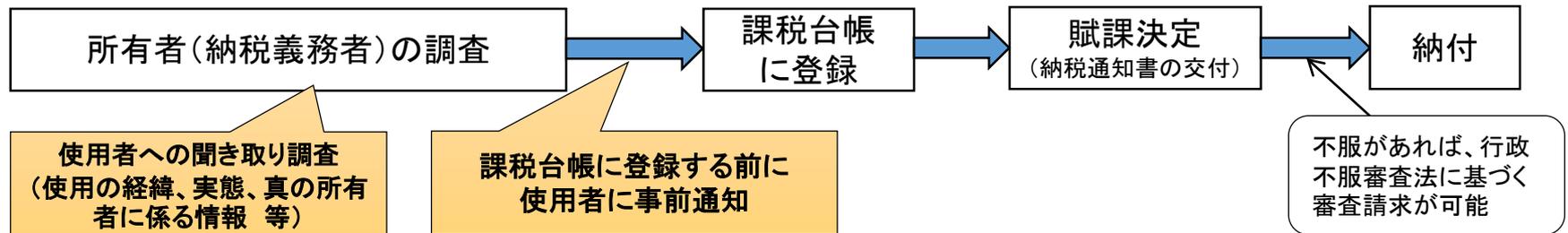
第343条

- 4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

案

- 市町村は、調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

(※) 「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。

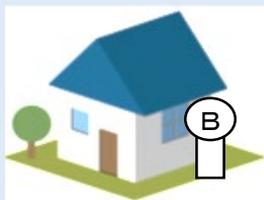


(注) 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

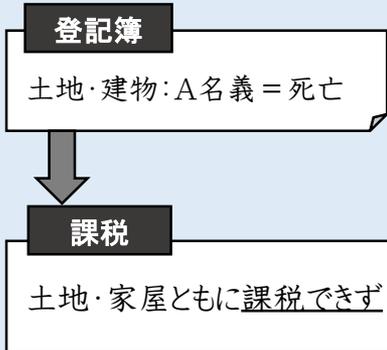
【参考】所有者が不存在・特定できないため課税できないケース(例)

(ケース1)

死亡した登記名義人から賃借していた者が居住を継続している

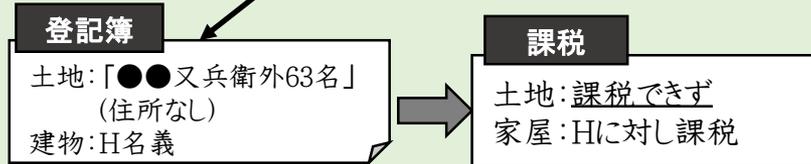


- ・生前Aから賃借していたBが居住(住民登録あり)
- ・現在は賃料を支払っていない
- ・Aの相続人は全員相続放棄



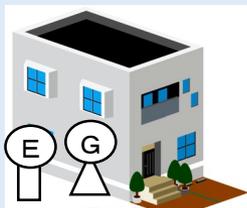
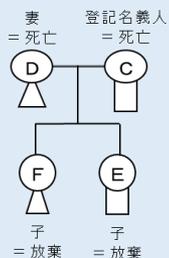
(ケース3)

登記が正常に記録されていない土地で店舗を営業している



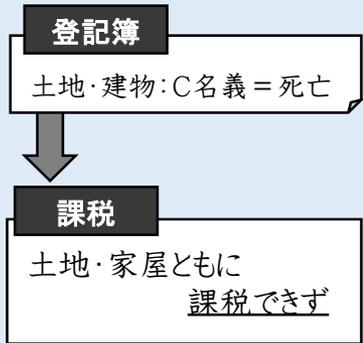
(ケース2)

相続放棄した者とその関係者が居住している



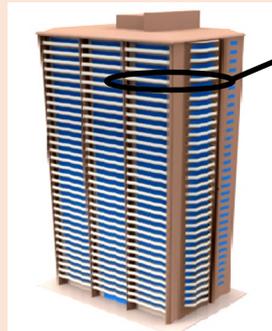
放棄したE及び
第三者Gが居住

全員が
相続放棄

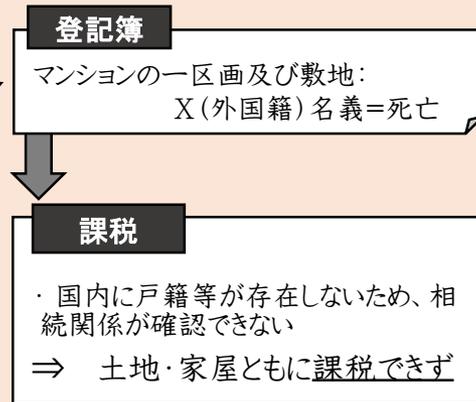


(ケース4)

外国籍の所有者が死亡し、相続人が特定できない



Xの弟が管理費
を払い使用



未婚のひとり親への対応及び寡婦(夫)控除の改正(案)【令和3年度分以後の個人住民税について適用】

- 1 **未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用**する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。
- 2 寡婦(夫)控除について、以下の見直しを行う。
 - ① **寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円(年収678万円))**を設ける。
 - ② 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
 - ③ **子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)を子ありの寡婦と同額(30万円)**とする。

現行制度

〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕

改正案 (□ 囲いは改正部分)

【寡婦控除】
(本人が女性)

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
		子以外	26	26	26	26
	無	26	—	—	—	



配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万円	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—	—	

婚姻歴の有無による不公平を解消

男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平を解消

【寡夫控除】
(本人が男性)

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	26	—	26	—
		子以外	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	



配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万円	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

※ 上記の対応を踏まえ、個人住民税の人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し(案)

- 電気供給業については、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しを行う。

1. 見直しの対象

- 発電・小売事業に係る課税方式を見直し。

2. 課税方式・税率

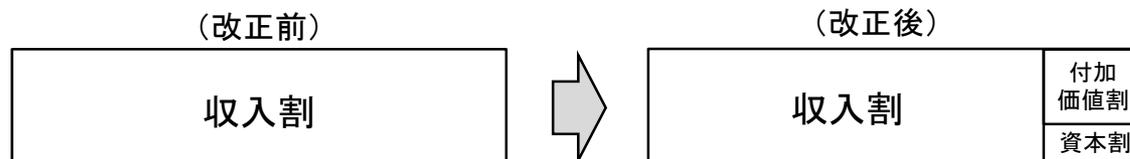
- 発電・小売事業全体の2割程度の見直しを行う。
- 税率は、以下のとおり(特別法人事業税分を含む。)

【資本金1億円超の法人】

(改正前) 収入割1.3% → (改正後) 収入割1.05%、付加価値割0.37%、資本割0.15%

【資本金1億円以下の法人等】

(改正前) 収入割1.3% → (改正後) 収入割1.05%、所得割1.85%



3. 適用期日等

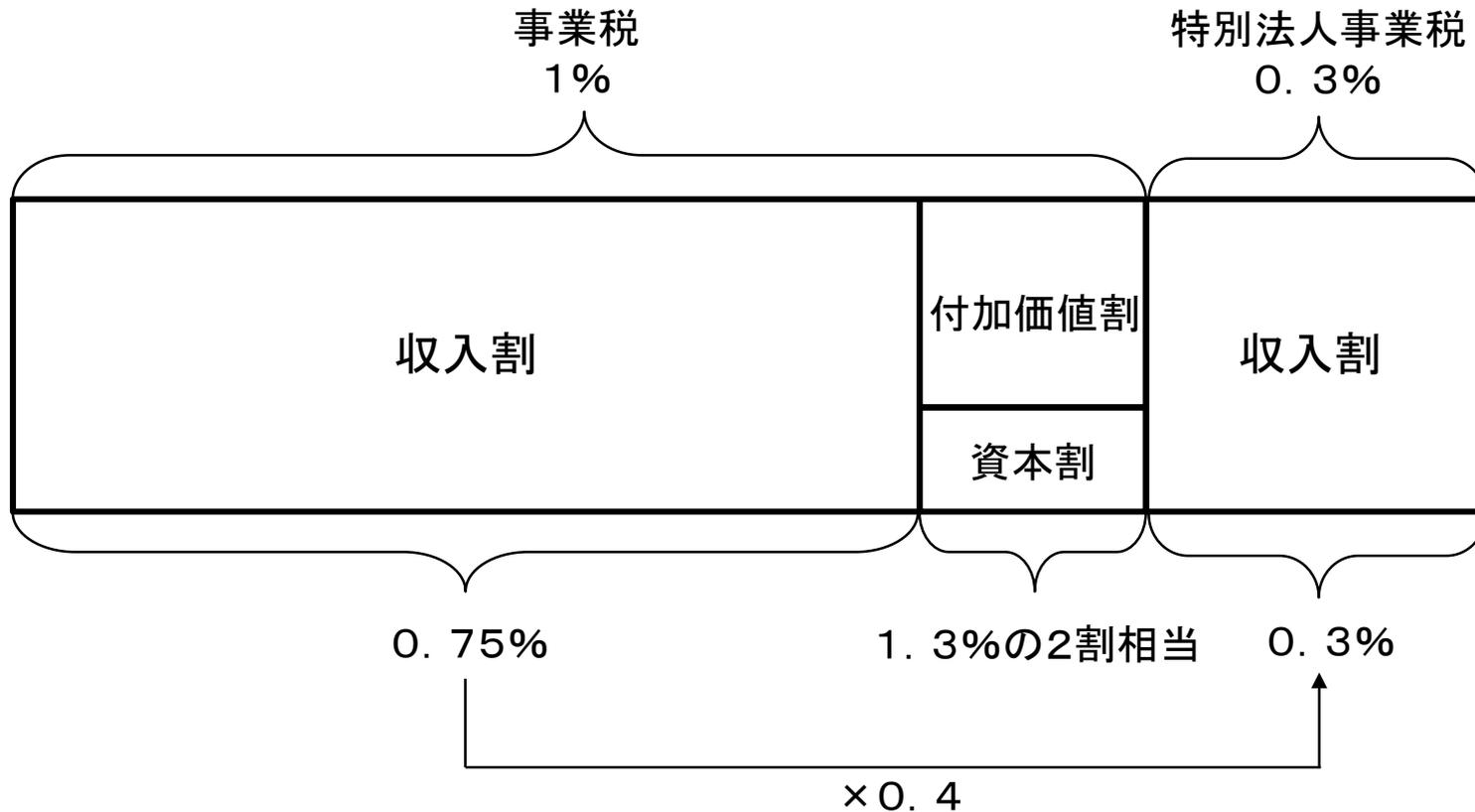
- 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※ 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し。

(改正前) 基準法人収入割額の30% → (改正後) 基準法人収入割額の40%

※ 「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知)において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化。

(参考)法人事業税・特別法人事業税の税率イメージ



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等（案）

概要

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、現行の寄附金の損金算入措置に加え、税額控除の措置が講じられている。

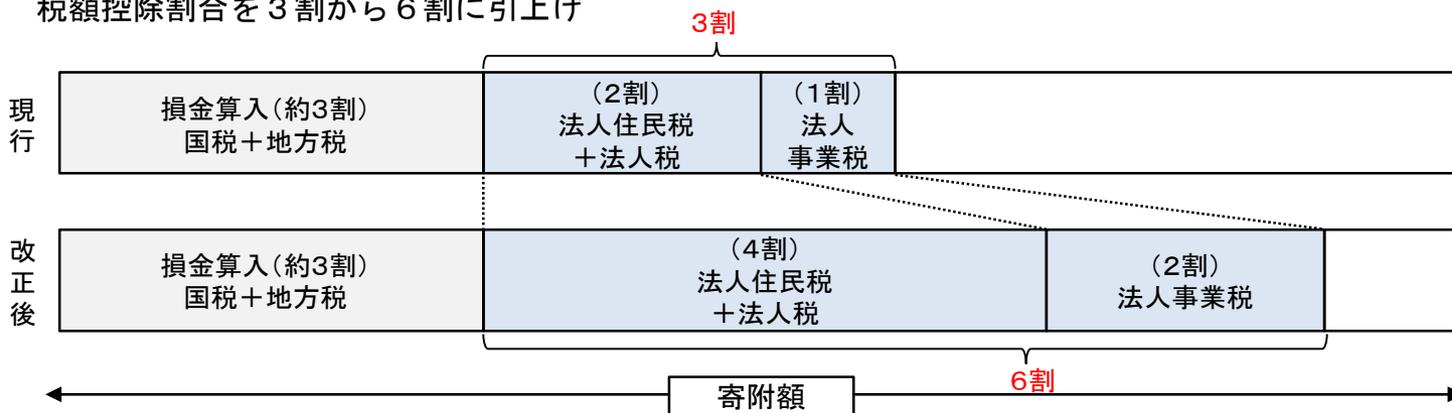
改正内容

（1）適用期限の延長（5年間（令和6年度まで））

制度創設（平成28年度）時と同様に、次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）と合わせる。

（2）拡充

税額控除割合を3割から6割に引上げ



（3）手続の抜本的な簡素化等

- ・ 地域再生計画の認定手続の簡素化（個別事業を認定する方式から、包括的な認定とする方式に転換）
- ・ 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大
- ・ 寄附時期の制限の大幅な緩和（計画認定後に寄附を受領できるよう緩和）

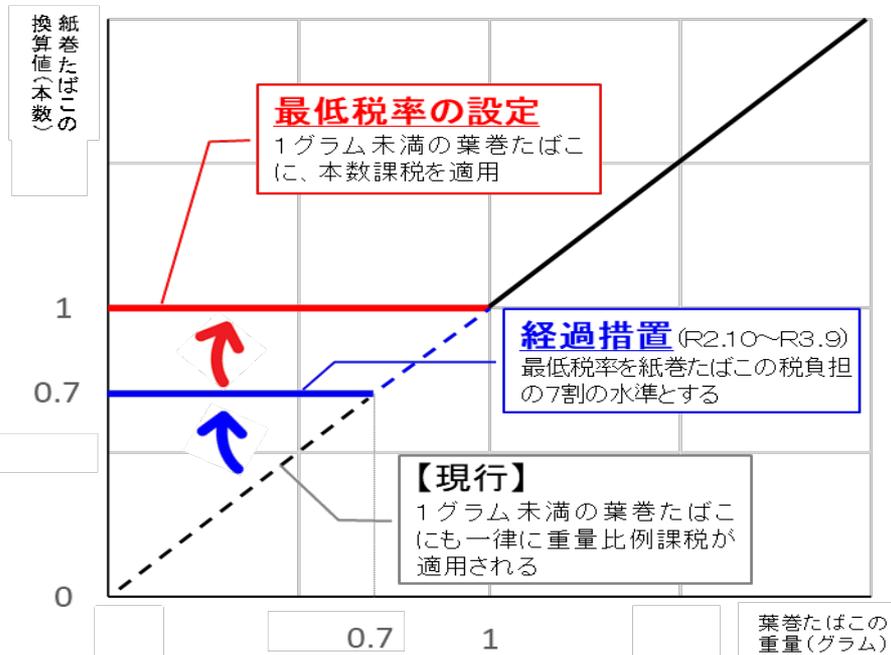
軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し(案)

○ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、葉巻たばこに係る課税方式を下記のとおり見直す。

1. 課税方式の見直し

地方税法において、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を設定する(本数課税方式への見直し)。

区分		課税方式	現 行	見直し案
紙巻たばこ			本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税		本数課税
	1グラム以上			重量比例課税



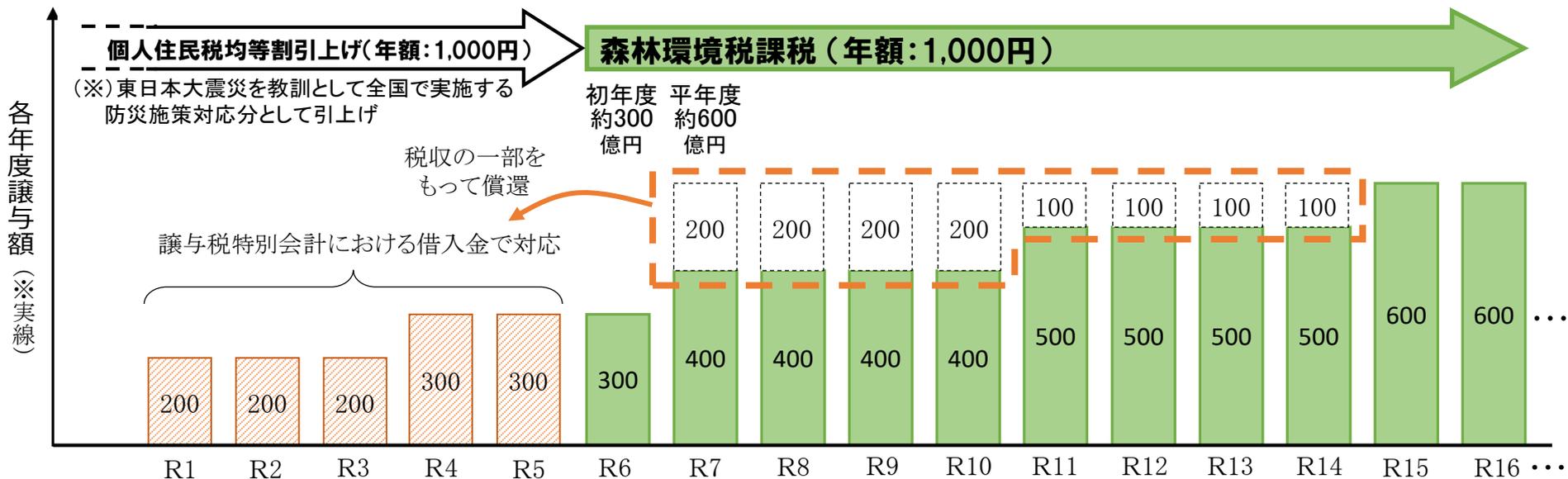
2. 段階的見直し - 実施時期・経過措置 -

令和2年10月から実施する。ただし、令和3年9月までの1年間について一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引上げる。

※ 経過措置期間中は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の増加を緩和。

森林環境譲与税の見直し(案)

現行制度



背景

本年の台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題となっている。

措置内容(案)

森林環境譲与税について、市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和6年度までの各年度において譲与する森林環境譲与税に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することができることとし、予算措置を前提に、令和2年度から令和6年度までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置を講ずることとする。

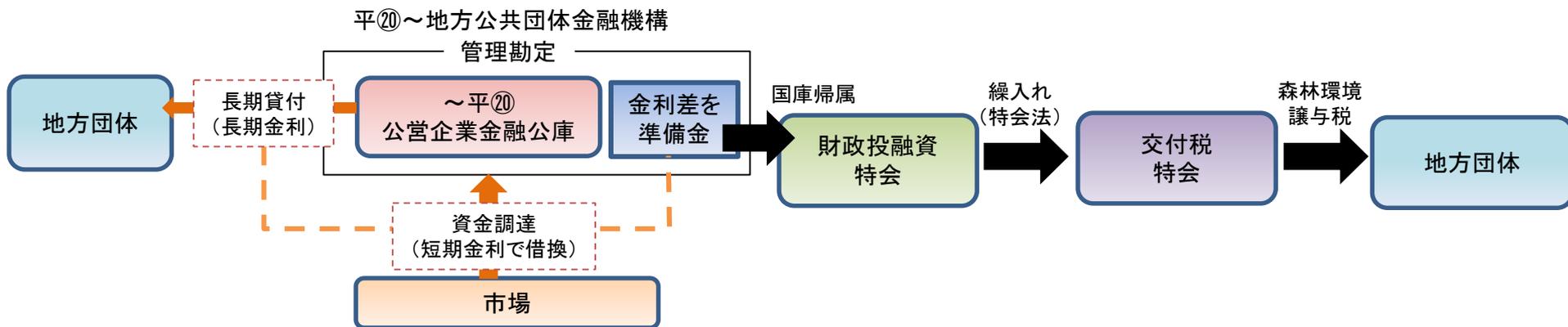
(参考) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金について

公庫債権金利変動準備金

○ 地方公共団体金融機構は、旧公営企業金融公庫から承継した資産・債務を管理する管理勘定において、金利変動リスクに備えて公庫債権金利変動準備金(注)を確保

(注) 機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で実施。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要。

○ 機構が公庫から承継した管理勘定の「業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る」準備金は、国に帰属させることが法定(機構法附則第14条)



【参考】地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)(抄)

附則 第十三条

5 機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項及び第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券の借換えによって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない。

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

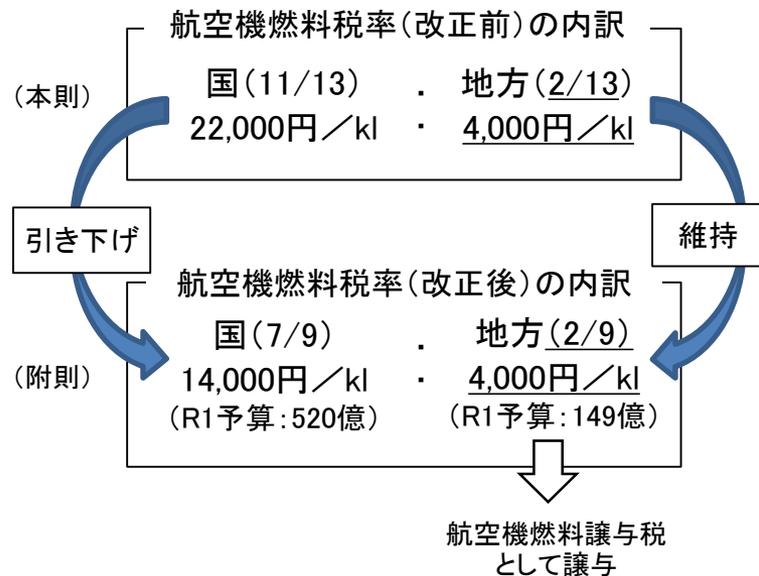
航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案）

特例の概要（現行）

（航空機燃料譲与税法附則第2項）

- 平成23年度税制改正において、国内航空会社の国際競争力強化の観点から、航空機燃料税（国税）につき3年間の時限的な引下げ措置（26,000円/kℓ → 18,000円/kℓ）を講じるとともに、地方団体に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合について、同様に3年間の時限措置として引上げ（2/13 → 2/9）。

この適用期限について、平成26年度税制改正において3年間延長し、平成29年度税制改正においてさらに3年間延長。



（参考）航空機燃料譲与税

空港所在市町村（123団体）譲与額の4/5

空港所在都道府県（37団体）譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

改正案

- 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、譲与税総額が従前と同水準となるよう譲与割合の引き上げを2年間延長（令和2年～3年）する。

ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置（案）

特例の概要（創設）

- 電波法の規定によりローカル5G※1無線局に係る免許※2を受けた者が、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の規定により認定を受けた特定高度情報通信等システム導入計画（仮称）に基づき、一定の償却資産※3を新たに取得した場合について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に1/2を乗じた額とする。

※1 通信事業者以外の様々な主体（地域の企業等）が、自ら構築する5Gシステム

※2 地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る

※3 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の規定により主務大臣の確認を受けたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る

【ローカル5G活用例】



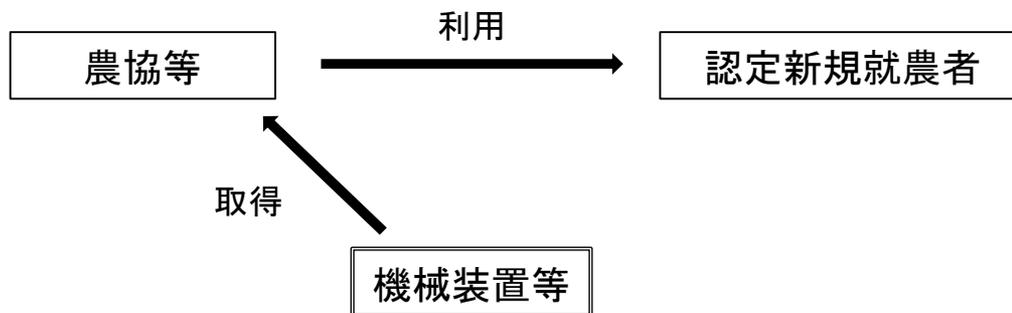
農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した 償却資産に係る課税標準の特例措置（案）

特例の概要（創設）

- 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、市町村により公表された人・農地プラン※¹において、地域の中心となる経営体として位置づけられた認定新規就農者※²に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の機械及び装置、器具及び備品、構築物、建物附属設備について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格に2/3を乗じた額とする。

※¹ 農業者の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化したもの

※² 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を市町村から受けた者



【機械装置等の例】



耕うん機



ビニールハウス



防風ネット

一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する 固定資産に係る課税標準の特例措置（案）

特例の概要（創設）

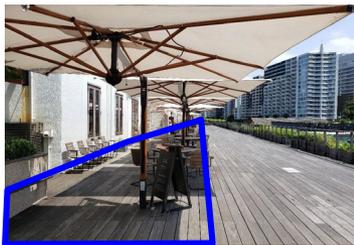
- 都市再生特別措置法の規定に基づき、市町村が作成する都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域（仮称）※¹内の一体型滞在快適性等向上事業（仮称）※²によって整備される一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格に1/2を乗じた額とする。

- ①土地：公共空間の拡大を図るために公共施設等の用に供した土地
- ②償却資産：当該土地の上に設置した償却資産
- ③家屋：公共施設との一体性を高めまちの魅力向上に資するオープン化改修（ガラス張り等）後の家屋（不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る。）

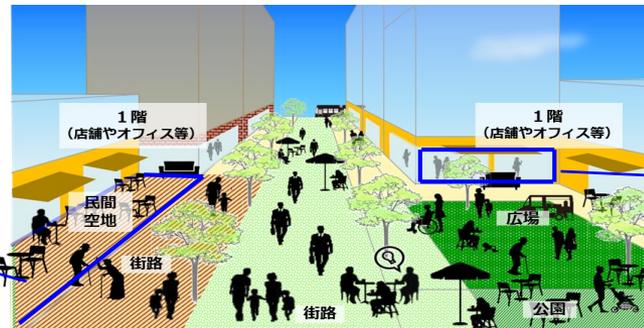
※1 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域として市町村が定める区域

※2 土地所有者等が、市町村と一体的に公共施設等を整備又は管理する事業

①②ウッドデッキ等の整備



イメージ図



③ガラス張り改修



浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置（案）

特例の概要（創設）

- 水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地*の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画法の課税標準を、最初の3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。

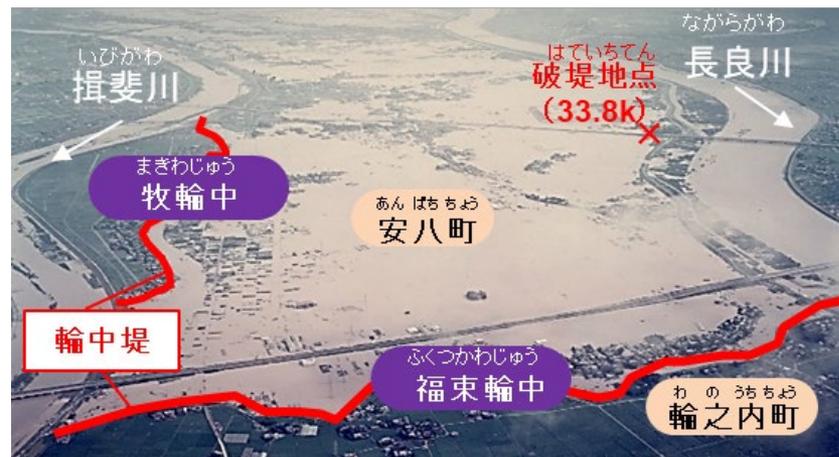
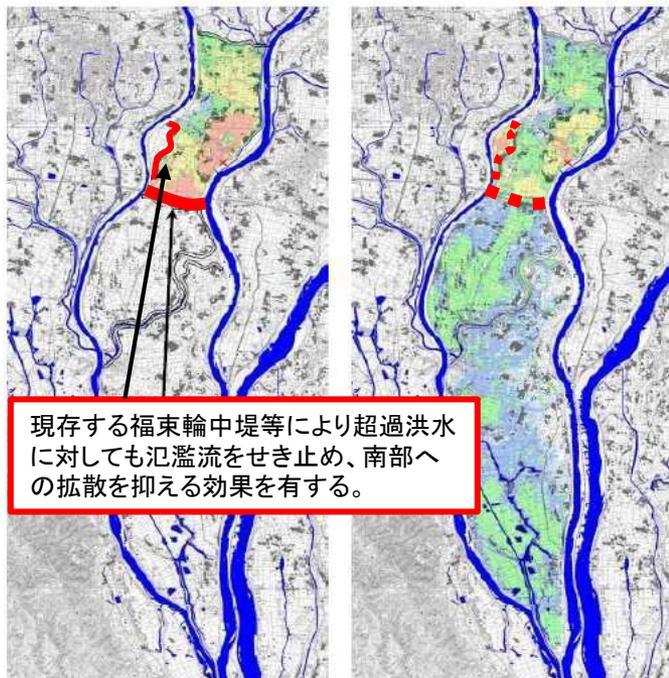
* 浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物

【浸水被害軽減地区による減災効果】

【輪中堤：昭和51年9月台風17号の際の様子】

<輪中堤がある場合>

<輪中堤がない場合>



新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（案）

特例の概要（現行）

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
① 一般の住宅（②以外）	3年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
② 3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1 / 2以上

改正の内容

適用期限を2年延長

新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等の適用期限の延長（案）

特例の概要（現行）

【固定資産税】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の長期優良住宅（②以外）	5年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、 120㎡が限度（120㎡を超える ものは120㎡相当分まで）
②3階建以上で耐火構造の長期優良住宅	7年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1 / 2以上

【不動産取得税】

住宅の種別	軽減額
長期優良住宅	課税標準を価格から1,300万円（本則1,200万円）控除した額とする

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上240㎡以下

改正の内容

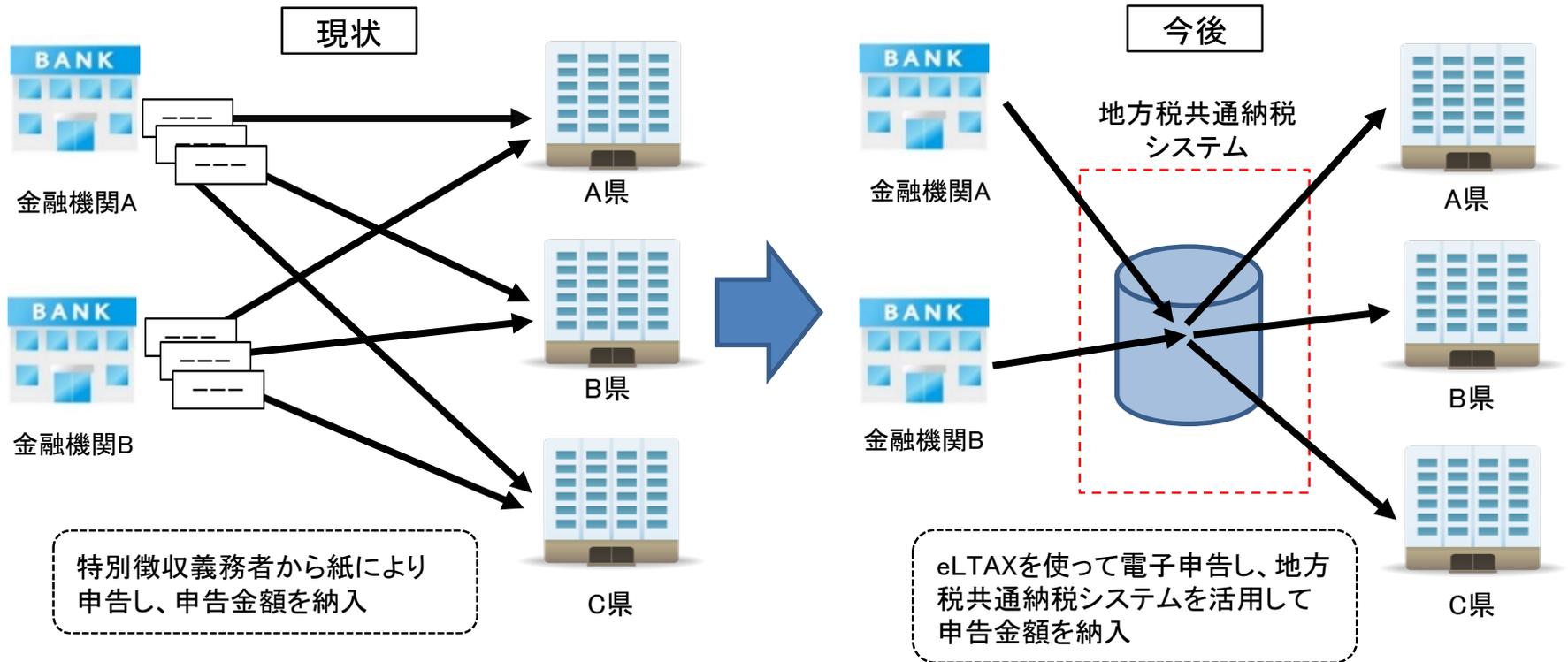
適用期限を2年延長

地方税共通納税システムの対象税目の拡大(案)

○ 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告・納入を電子化できるよう、所要の措置を講ずる。

※ 令和3年10月1日以後の申告及び納入について適用。

⇒ 現在、特別徴収義務者が紙により申告し、申告金額を納入している。一連の手続が電子化され、一度に複数団体に納入できれば、特別徴収義務者・地方公共団体の業務が大きく効率化・省力化。



全都道府県の申告件数(概数)(H30実績)

地方税共同機構調べ

利子割	配当割	株式等譲渡所得割
344,000	361,000	21,000

固定資産税（償却資産）の電子申告率の向上に向けた環境整備（案）

- 固定資産税（償却資産）の電子申告について、納税者・地方公共団体双方の事務の簡素化・効率化の一層の促進に向け、eLTAXの利便性や機能の改善等を進め、電子申告率の向上に資するよう環境整備を図る。

背景

- 地方税の電子申告については、全ての地方公共団体に対応し、利用率も着実に向上しているが、固定資産税（償却資産）の電子申告については、他の税目に比して、その利用率が低い状況にある。
- また、納税者・地方公共団体双方から、申告事務手続きの簡素化・効率化を望む声が多い。

【電子申告率】

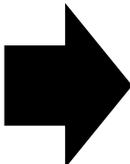
税目	平成30年度
法人道府県民税・法人事業税・地方法人特別税	69.9%
法人市町村民税	70.1%
固定資産税（償却資産）	33.5%

※ 上記電子申告率は、総務省調査による。

【日本税理士会連合会・令和2年度税制改正建議書（抜粋）】

申告事務手続きの効率化に資するシステムの構築

（略）…納税者・課税庁双方について、申告・納税に係る電子的な環境の整備が必要である。例えば、eLTAXにおいて、複数課税庁に一括電子申告が可能なシステムや形式的なエラーチェック機能を導入すべきであり、また、地方税共通納税システムにおいて、対象税目を拡大するとともに、電子的な納税通知書を作成・送付する仕組み等を検討すべきである。



固定資産税（償却資産）の電子申告について、納税者・地方公共団体双方にメリットのある申告事務手続きの簡素化・効率化を図るため、以下のeLTAXの改良を実施。

- ・ 複数課税庁への一括電子申告の改良
- ・ エラーチェック機能の強化

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化(案)

- 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保したうえで、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

【参考】平成30年度与党税制改正大綱(抄)

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

電子化のイメージ

